

日頃から、市の教育行政に対しご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、学校給食費の徴収及び管理方法についてご理解いただくため、学校給食費についてのQ&Aを作成しました。内容をご覧になり、何かご不明な点がありましたら、下記問い合わせ先までご連絡ください。ご理解とご協力をお願いします。

柳川市学校給食費Q&A（令和4年1月作成）

Q1 給食費の額はいくらですか？

A1 現在の給食費は、表のとおりです。給食費は食材費に充てています。給食を作るために必要な人件費や光熱水費、施設の修理費などは市が負担しています。また、食材費には、小学生1人当たり月額200円、中学生1人当たり月額400円を市が加算しています。

区分	月額（4月～2月）
小学生	3,900円
中学生	4,600円

Q2 給食費の支払い方法は、どのようになりますか？

A2 納付書または口座振替があります。払い忘れを防ぐためや支払いの手間を省くために口座振替をおすすめします。

Q3 口座振替にした場合、振替手数料はかかりますか？

A3 口座振替手数料は市が負担しますので、保護者の皆さまにはかかりません。

Q4 口座振替にするには、どのような手続きが必要ですか？

A4 口座振替依頼書に必要事項を記入し、押印のうえ、振替を希望する金融機関の窓口へ提出してください。このとき、金融機関届出印と通帳をお持ちください。

Q5 口座振替依頼書は、どこに行けばもらえますか？

A5 各学校のほか、学校教育課学校給食係、柳川庁舎市民課または大和・三橋庁舎市民サービス課にもあります。

Q6 登録する口座は、どこの金融機関でも大丈夫ですか？

A6 市内に本店または支店がある次の10金融機関に限られます。

福岡銀行	西日本シティ銀行	筑邦銀行	佐賀銀行
大牟田柳川信用金庫	九州労働金庫	福岡県信用組合	柳川農協
九州信漁連	ゆうちょ銀行		

Q 7 口座振替依頼書を提出したら、すぐに口座振替にできますか？

A 7 提出していただくタイミングにもよりますが、金融機関での登録に長い場合で1か月半ほどかかることがあります。それまでは納付書でお支払いください。

Q 8 登録する口座は、保護者以外の名義の口座でも大丈夫ですか？

A 8 大丈夫です。この場合は、口座振替依頼書の「保護者等」の欄に保護者の方のお名前の記入を、「口座名義人」の欄に口座名義人のお名前と金融機関届出印を記入・押印してください。

Q 9 現在登録している口座を変更したいのですが、どうしたらいいですか？

A 9 口座振替依頼書を変更したい金融機関窓口に提出してください。変更前の口座については、特に手続をしていただかなくても問題ありません。

Q 10 きょうだいが小学校と中学校にいますが、全員を同じ口座で登録しても大丈夫ですか？

A 10 大丈夫です。振替（引き落とし）の日は小学校・中学校ともに同じ日ですので、残高不足にならないようご注意ください。

Q 11 残高不足により、口座振替ができなかったらどうなるのですか？

A 11 再振替はありません。市から口座振替不能通知書兼納付書（圧着はがきタイプ）をお送りします。

Q 12 納付書はコンビニで使えますか？

A 12 使えます。ただし、金額を訂正したものやコンビニ使用期限を過ぎたものは使えません。

Q 13 納期限はいつですか？

A 13 基本的には4月から翌年2月までの毎月末日（12月は25日）です（年11回）。ただし、末日が土・日・祝日の場合は、その次の平日になります。

Q 14 うっかり納期限を過ぎてしまいました。納付書は使えますか？

A 14 使えます。お早めに柳川市役所各庁舎銀行窓口または金融機関でお支払いください。ただし、コンビニでは使えませんのでご注意ください。（※納期限とコンビニ使用期限が違う場合があります。コンビニ使用期限内であればコンビニでも使用できます）

Q 15 現在、子どもが小学生ですが、中学生になるときに改めて手続きが必要となりますか？

A 15 内容に変更がない限り、再度の手続きは必要ありません。

<お問い合わせ先>

柳川市教育委員会 学校教育課 学校給食係 電話：77-8173 / FAX：74-5545